

Ⅱ. 連結会計年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	平成24年度
(自 己 資 本)	
出資金	4,040
うち非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株	—
優先出資申込証拠金	—
資本剰余金	—
利益剰余金	6,618
処分未済持分	—
自己優先出資	—
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損	—
為替換算調整勘定	—
新株予約権	—
連結子法人等の少数株主持分	—
営業権相当額	—
のれん相当額	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—
基本的項目 (A)	10,658
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	1,247
一般貸倒引当金	726
負債性資本調達手段等	—
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不算入額	—
補完的項目 (B)	1,973
自己資本総額[(A)+(B)] (C)	12,632
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,254
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,254
連結の範囲に含まれないものに対する額の50%相当額	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—
控除項目不算入額	△1,254
控除項目計 (D)	—
自己資本額[(C)-(D)] (E)	12,632
(リスク・アセット等)	
資産(オン・バランス項目)	144,209
オフ・バランス取引等項目	1,862
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	11,440
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等計 (F)	157,513
連結Tier1比率 (A/F)	6.76%
連結自己資本比率 (E/F)	8.02%

(単位:百万円)

項 目	平成25年度	
		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,149	
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,037	
うち、利益剰余金の額	7,193	
うち、外部流出予定額(△)	80	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	
うち、為替換算調整勘定	-	
うち、退職給付に係るものの額	-	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	671	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	671	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,247	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,069	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	47
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	47
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	26
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	13,069	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	143,450	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	159	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	47	
うち、繰延税金資産	82	
うち、退職給付に係る資産	26	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	3	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,121	
信用リスク・アセット調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	154,572	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.45%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	146,072	5,842	143,450	5,738
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	145,972	5,838	143,447	5,737
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	0	0
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	4	0	4	0
国際開発銀行向け	-	-	0	0
地方公共団体金融機構向け	291	11	660	26
我が国の政府関係機関向け	306	12	616	24
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,178	447	7,998	319
法人等向け	53,122	2,124	54,135	2,165
中小企業等向け及び個人向け	36,100	1,444	37,794	1,511
抵当権付住宅ローン	4,702	188	3,792	151
不動産取得等事業向け	15,048	601	15,584	623
3ヵ月以上延滞等	1,310	52	1,272	50
取立未済手形	14	0	12	0
信用保証協会等による保証付	1,875	75	1,982	79
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	1,544	61	721	28
出資等のエクスポージャー			721	28
重要な出資のエクスポージャー			-	-
上記以外	20,472	818	18,859	754
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			1,865	74
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			-	-
上記以外のエクスポージャー			16,994	680
②証券化エクスポージャー	100	4	-	-
証券化 (オリジネーター)	-	-	-	-
証券化 (オリジネーター以外)	100	4	-	-
③複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	3	0
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額			2	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	11,440	457	11,128	445
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	157,513	6,300	154,579	6,183

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	地域区分 業種区分 期間区分	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度
国内	311,492	316,994	195,910	199,703	40,813	60,407	56	117	1,251	1,143
国外	2,609	381	—	—	2,541	381	—	—	—	—
地域別合計	314,101	317,375	195,910	199,703	43,354	60,788	56	117	1,251	1,143
製造業	12,217	12,039	11,713	11,130	504	909	—	—	64	86
農業、林業	899	950	899	950	—	—	—	—	—	—
漁業	573	521	573	521	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	690	606	690	606	—	—	—	—	—	—
建設業	18,050	17,606	17,549	17,406	501	200	—	—	242	160
電気・ガス・熱供給・ 水道業	4,187	3,481	1,467	1,266	2,720	2,215	—	—	—	—
情報通信業	469	1,168	455	453	—	701	—	—	—	—
運輸業、郵便業	6,242	7,205	5,009	4,734	1,219	2,457	—	—	22	11
卸売業、小売業	22,099	23,612	21,692	22,906	407	706	—	—	198	247
金融業、保険業	69,641	56,088	4,862	5,861	8,738	10,401	—	—	6	6
不動産業	27,411	26,061	27,105	25,754	306	307	—	—	105	130
物品賃貸業	1,057	1,033	1,055	1,031	—	—	—	—	83	47
学術研究、専門・ 技術サービス業	588	596	588	596	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,738	1,620	1,738	1,620	—	—	—	—	35	11
飲食業	7,093	6,296	7,093	6,296	—	—	—	—	32	49
生活関連サービス 業、娯楽業	10,040	10,058	10,040	10,058	—	—	—	—	234	233
教育、学習支援業	4,175	4,365	4,175	4,365	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	7,393	7,527	7,393	7,527	—	—	—	—	59	—
その他のサービス	11,987	12,380	11,947	12,340	—	—	—	—	75	71
国・地方公共団体等	37,542	54,204	8,586	11,259	28,956	42,892	—	—	—	—
個人	43,833	44,631	43,833	44,631	—	—	—	—	90	89
その他	26,162	25,379	7,436	8,343	—	—	56	117	—	—
業種別合計	314,101	317,375	195,910	199,655	43,354	60,788	56	117	1,251	1,143
1年以下	98,829	72,886	41,218	42,511	7,617	915	—	—	—	—
1年超3年以下	42,237	51,989	37,777	37,484	1,810	8,955	—	—	—	—
3年超5年以下	34,867	34,472	24,851	25,676	7,206	4,966	—	—	—	—
5年超7年以下	18,938	24,897	17,439	18,060	1,399	6,837	—	—	—	—
7年超10年以下	36,169	50,172	19,286	18,940	16,883	31,232	—	—	—	—
10年超	42,187	42,525	34,145	34,645	8,042	7,880	—	—	—	—
期間の定め のないもの	41,212	40,434	21,972	22,333	—	—	56	117	—	—
残存期間別合計	314,101	317,375	196,692	199,655	43,354	60,788	56	117	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成24年度	652	726	0	652	726
	平成25年度	726	671	1	724	671
個別貸倒引当金	平成24年度	1,007	784	257	749	784
	平成25年度	784	818	143	641	818
合 計	平成24年度	1,660	1,510	257	1,402	1,510
	平成25年度	1,510	1,490	144	1,366	1,490

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
製造業	60	27	27	35	30	1	29	26	27	35	37	21
農業、林業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—
漁業	14	12	12	8	—	4	14	7	12	8	—	11
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	301	318	318	286	14	88	287	229	318	286	67	31
電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4	4	4	4	—	—	4	4	4	4	—	70
卸売業、小売業	95	81	81	55	18	27	76	53	81	55	25	7
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	152	83	83	103	6	—	145	83	83	103	—	—
物品賃貸業	17	18	18	5	1	18	16	—	18	5	—	32
学術研究、専門・ 技術サービス業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—
宿泊業	129	71	71	88	129	—	—	71	71	88	223	10
飲食業	74	68	68	89	1	—	72	68	68	89	1	3
生活関連サービス業、 娯楽業	41	12	12	14	27	—	13	12	12	14	1	—
教育、学習支援業	36	31	31	39	—	—	36	31	31	39	—	—
医療・福祉	0	1	1	17	—	—	0	1	1	17	—	—
その他のサービス	22	22	22	23	—	0	22	21	22	23	28	0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	55	30	30	43	27	0	28	29	30	43	63	6
合計	1,007	784	784	818	257	143	749	641	784	818	446	196

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	8,339	53,944	13,541	61,020
10%	5,602	25,434	12,511	25,713
20%	9,578	40,150	12,075	30,350
35%	—	13,493	—	10,889
50%	10,152	533	1,775	235
75%	—	52,809	—	55,682
100%	491	93,137	—	93,073
150%	—	433	—	504
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	314,101		317,375	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	4,356	7,581	34,525	33,739	—	—

- (注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	5	9
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
①派生商品取引合計	2	1	2	1
(i)外国為替関連取引	0	1	0	1
(ii)金利関連取引	-	-	-	-
(iii)金関連取引	-	-	-	-
(iv)株式関連取引	1	0	1	0
(v)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	2	1	2	1

	平成24年度	平成25年度
担保の種類別の額	-	-

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	-	-	-	-

	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	-	-

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①原資産の合計額等

(単位:百万円)

	原資産の額			
	資産譲渡型証券化取引		合成型証券化取引	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
(i)カードローン	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

②3か月以上延滞エクスポージャーの額等 (原資産を構成するエクスポージャーに限る)

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
3か月以上延滞エクスポージャーの額	-	-
当期の損失	-	-
(i)カードローン	-	-
当期の損失	-	-
(ii)住宅ローン	-	-
当期の損失	-	-
(iii)自動車ローン	-	-
当期の損失	-	-

③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
証券化取引を目的として保有している資産	-	-
(i)カードローン	-	-
(ii)住宅ローン	-	-
(iii)自動車ローン	-	-

④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

(単位:百万円)

		平成24年度	平成25年度
当期に証券化取引を行った エクスポージャーの額	(i)カードローン	-	-
	(ii)住宅ローン	-	-
	(iii)自動車ローン	-	-

⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

		売却損益		売却益		売却損	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
証券化取引に伴い 当期中に認識した 売却損益の額	(i)カードローン	-	-	-	-	-	-
	(ii)住宅ローン	-	-	-	-	-	-
	(iii)自動車ローン	-	-	-	-	-	-

⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	-	-	-	-
(i)カードローン	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-

b. 再証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
再証券化エクスポージャーの額	-	-	-	-
(i)カードローン	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-

⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
20%	-	-	-	-	-	-	-	-
50%	-	-	-	-	-	-	-	-
100%	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
(i)カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

なお、(i)~(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
40%	-	-	-	-	-	-	-	-
100%	-	-	-	-	-	-	-	-
225%	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
(i)カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

なお、(i)~(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

⑩証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
証券化取引に伴い増加した 自己資本の額	-	-
(i)カードローン	-	-
(ii)住宅ローン	-	-
(iii)自動車ローン	-	-

⑨早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの 信用供与の額	-	-
(i)カードローン	-	-
(ii)住宅ローン	-	-
(iii)自動車ローン	-	-

⑩保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用される
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

信用リスク削減手法の 適用の有無	無
---------------------	---

⑪証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	信用リスク・アセットの額	
	平成24年度	平成25年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー	-	-

(注) 経過措置とは、平成18年金融庁告示第21号で公布された自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して平成18年金融庁告示第21号を適用した場合の信用リスク・アセットの額と同告示公布前の告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができること。

ロ. 連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となるエクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	200	-	-	-
(i)カードローン	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-

b. 再証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
再証券化エクスポージャーの額	-	-	-	-
(i)カードローン	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
20%	-	-	-	-	-	-	-	-
50%	200	-	-	-	4	-	-	-
100%	-	-	-	-	-	-	-	-
350%	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
(i)カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	200	-	-	-	4	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

なお、(i)~(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
40%	-	-	-	-	-	-	-	-
100%	-	-	-	-	-	-	-	-
225%	-	-	-	-	-	-	-	-
650%	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
(i)カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

なお、(i)~(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用される

リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

信用リスク削減手法の 適用の有無	無
---------------------	---

④証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	信用リスク・アセットの額	
	平成24年度	平成25年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー	100	-

(注) 経過措置とは、平成18年金融庁告示第21号で公布された自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して平成18年金融庁告示第21号を適用した場合の信用リスク・アセットの額と同告示公布前の告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができること。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	728	728
非上場株式等	1,544	1,544	1,058	1,058
合 計	1,544	1,544	1,786	1,786

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償 却	10	2

(注) 連結損益決算書における損益の額を記載しております。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
評価損益	—	—

二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
評価損益	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成24年度	平成25年度		平成24年度	平成25年度
貸出金	342	482	定期性預金	58	53
有価証券等	482	785	要求払預金	118	235
預け金	18	30	その他	—	—
コールローン等	—	—	調達勘定合計	177	289
その他	—	—			
運用勘定合計	843	1,296			
銀行勘定の金利リスク	666	1,007			

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを1と99%タイル値を計測して銀行勘定の金利リスクを算出しております。

2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。

3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク（1,007百万円）＝運用勘定の金利リスク量（1,296百万円）－調達勘定の金利リスク量（289百万円）

<報酬体系について(単体)>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として決定方法を規程で定めております。

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	170

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」108百万円、「賞与」一百万円、「退職慰労金」62百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 平成25年度において対象役員が受ける報酬額と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

<報酬体系について(連結)>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として決定方法を規程で定めております。

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	170

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」108百万円、「賞与」1百万円、「退職慰労金」62百万円となっております。
 なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
 3. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 4. 平成25年度において対象役員が受ける報酬額と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

発行 鹿児島信用金庫 総合企画部

〒892-8586 鹿児島市名山町1番23号
TEL. (099)223-0141 (代表)

E-Mail kca-keiri@po5.synapse.ne.jp
ホームページ <http://www.kashin.co.jp/>

